

令和元年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について (概要版)

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

令和元年度実態調査の概要

調査の目的

- 本調査は、医療機関の外国人患者受入能力向上のための基礎資料を得ることを目的として、医療機関の外国人に対する医療提供体制の現状を把握するために実施。
- 本調査では、調査A、調査Bの2つの調査を実施。
 - 調査A: 医療機関における外国人受入体制の把握（医療通訳および医療コーディネーターの配置状況、診療費請求方法等）
 - 調査B: 医療機関における外国人患者の受入実績の把握（患者数、未収金発生件数等）

調査対象と調査手法

対象: 全国全ての病院と京都府・沖縄県の診療所(歯科診療所を含む)を対象とした任意アンケート調査

手法: 都道府県から管下の医療機関へ調査の協力依頼がなされ、医療機関が厚生労働省のウェブサイトより調査票をダウンロードし、回答の上、調査票を電子的に調査業者に送付した。(未回答の医療機関に対しては2020年1~2月に追加の協力依頼を実施)

主な調査事項¹⁾

調査票A

- 医療機関向けマニュアルの認知状況
- 同マニュアルに掲載された「医療機関における外国人患者の体制整状況針」の確認状況
- マニュアルの整備状況
- 医療コーディネーターの配置状況
- 医療通訳の配置状況
- 医療通訳者以外の多言語対応体制(遠隔通訳)
- 院内表示の状況
- タブレットの利用状況
- 外国人患者への診療費請求方法

調査票B

- 外国人患者数
- 未収金発生件数
- 未収金となった各事例の状況

調査期間・回収率

調査票の種類(A, B)と送付対象	調査期間	対象医療機関数 ²⁾	回収数	回収率
病院A	令和元年 9月 1日 ~ 令和元年10月15日	8,372	5,673	67.8%
病院B	令和元年 9月 1日 ~ 令和元年12月16日	8,372	4,806	57.4%
診療所A	令和元年10月 1日 ~ 令和元年10月15日	5,100	770	15.1%
診療所B	令和元年10月 1日 ~ 令和元年12月16日	5,100	678	13.3%

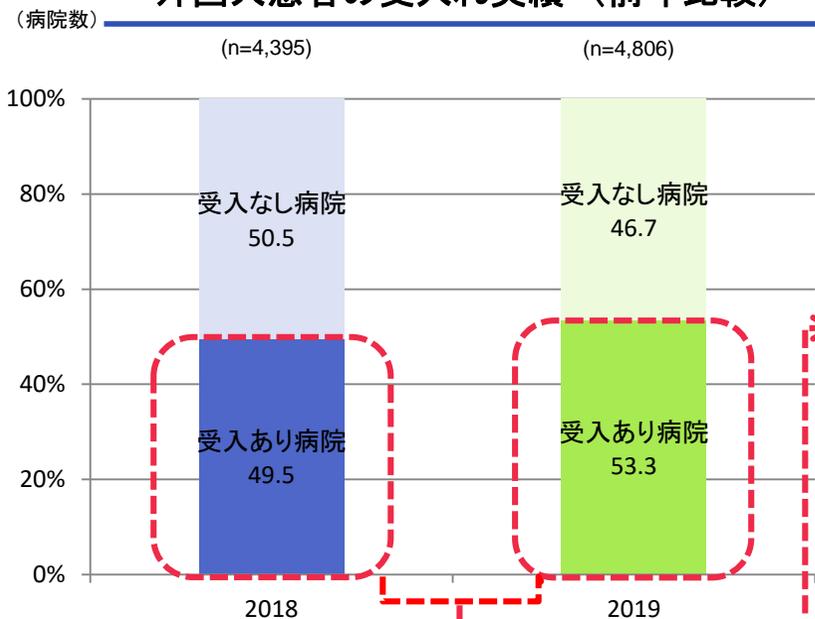
1) 調査票は<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918.html> に掲載しています

2) 病院A, 病院B - 2019年10月1日時点(医療施設調査)の病院数

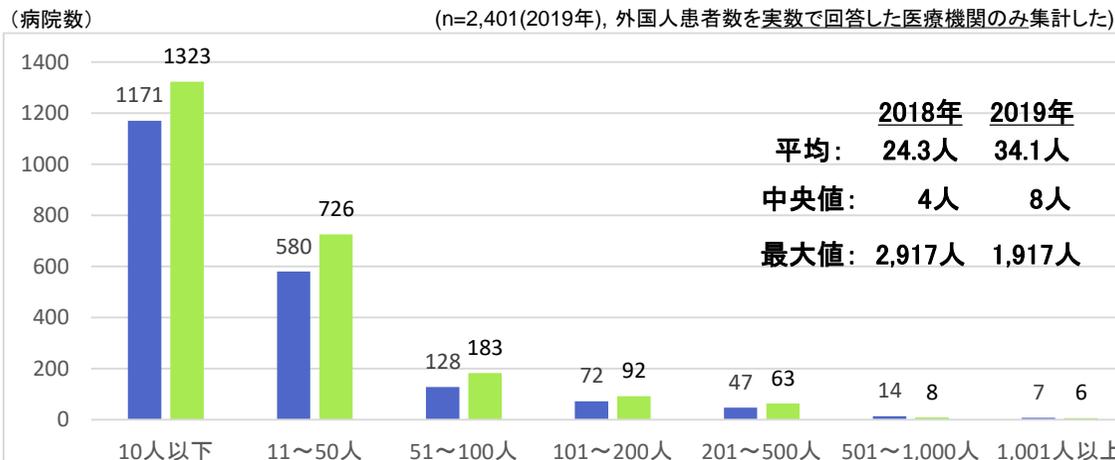
(1)外国人患者の受入れ実績

- 都道府県を通じて、全ての病院に調査を依頼したところ、4,806病院(約57%¹⁾)より回答を得た。
- 2019年10月1日～31日の外国人患者数を前向きに調査²⁾したところ、回答病院中、5割で外国人患者^{3,4)}の受入があった。
- 一方、都道府県の選出する拠点的な医療機関(以下、拠点的な医療機関)では、より多く、約8割で外国人患者の受入があった。
- 病院ごとの外国人患者数は、受入実績のあった病院において、外国人患者数が1ヶ月間で10人以下であった病院が昨年と同様、最多であった。

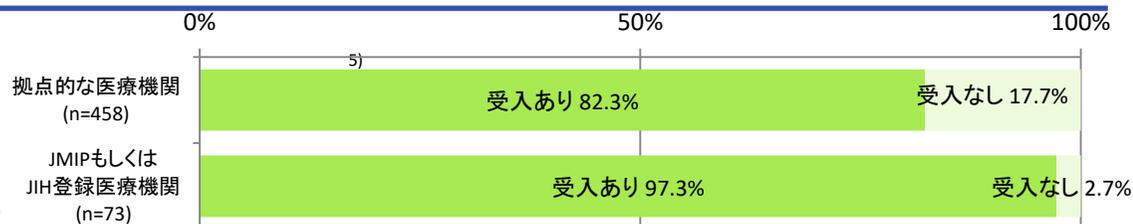
外国人患者の受入れ実績 (前年比較)



病院ごとの外国人患者数(前年比較)



病院の種別による受入実績(2019年10月実績)



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和2年3月)

1: 2019年10月1日時点(医療施設調査)の病院数の8,372で除した。

2: 2019年9月に調査票を配布し「10月1日～31日の外国人患者数を計測する」ように依頼した

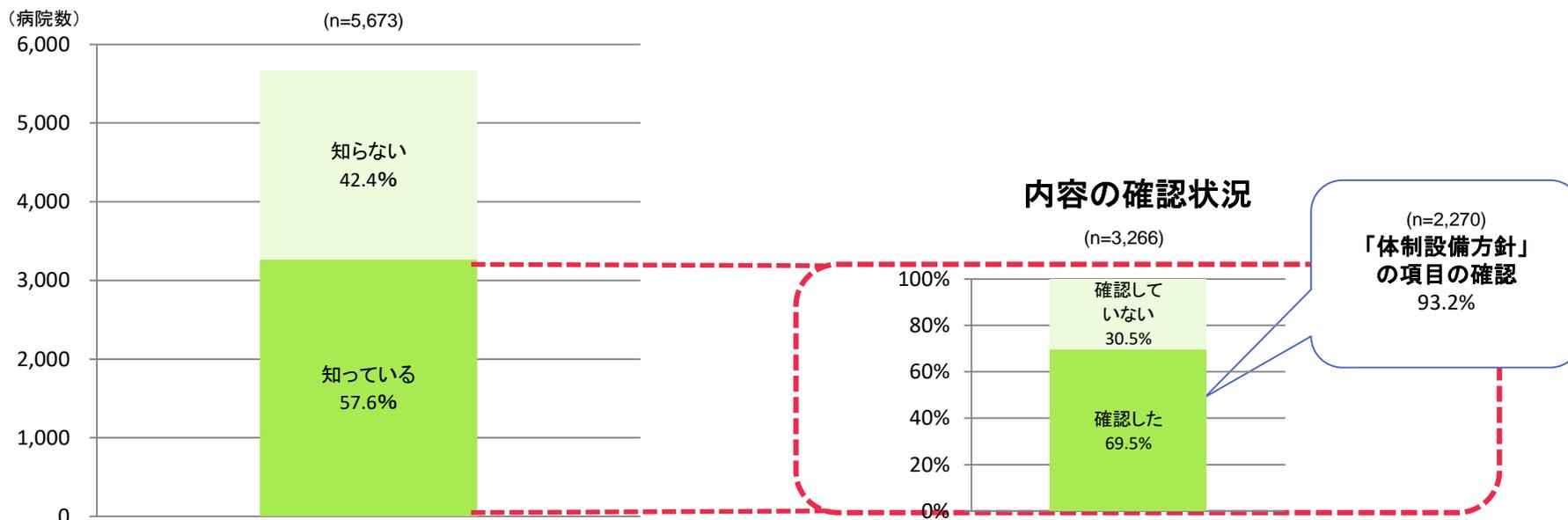
3: 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 4: 外来と入院の合計値

5: ①一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP) ②一社Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている医療機関

(2) 医療機関向けマニュアルの認知度調査

- 厚生労働省研究班が作成した「外国人患者受入のための医療機関向けマニュアル¹⁾」について、全国の病院に調査を依頼したところ、5,673病院(約68%²⁾)より回答を得た。
- 医療機関向けマニュアルの認知度は、約6割であり、そのうち内容を確認した医療機関は約7割³⁾であった。
- マニュアルの内容を確認した医療機関のうち、医療機関の体制整備の基礎となる「外国人患者の受入れに関する体制整備方針」の決定について確認した医療機関は9割以上⁴⁾であった。

医療機関向けマニュアル認知度 (2019年9月実績)



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和2年3月)

1: 平成30年度 厚生労働省 政策科学推進研究事業「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」 2: 2019年10月1日時点(医療施設調査)の病院数の8,372で除した。

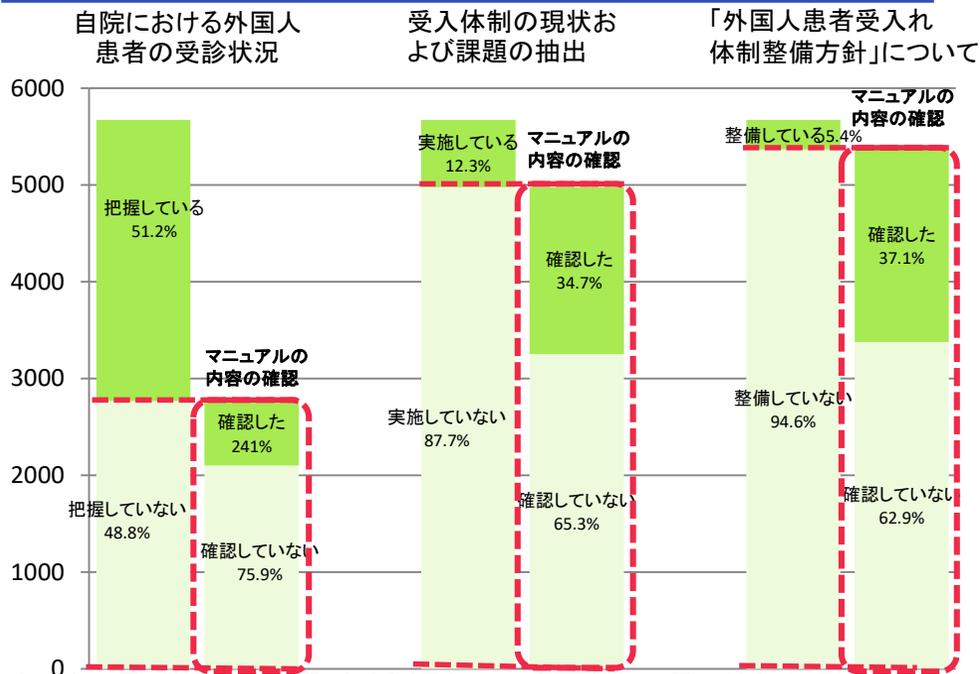
3: マニュアルの内容の確認状況について回答を得た医療機関3,266で除した。 4: マニュアルの体制整備方針の確認状況について回答を得た医療機関2,270で除した。

5: 当該項目に回答のなかったものは、マニュアルを知らない、内容を確認していない、にそれぞれ分類した。

(3) 外国人患者に対する体制整備状況とマニュアルの確認状況

- 自院における外国人患者の受診状況を把握していない医療機関が、半数近く(2,768病院)¹⁾あった。
- 受入体制の「現状および課題の抽出」をしていない医療機関は約9割(4,978病院)¹⁾。自院の「外国人受入れ体制整備方針」を整備していない医療機関は9割以上(5,368病院)¹⁾であった。
- 体制整備状況を、病院機能別にみた場合、拠点的な医療機関でも、7割が「現状および課題の抽出」を、8割が「受け入れ体制整備方針」の整備を行っていなかった。
- 「受診状況の把握」、「現状および課題の抽出」、「外国人受入れ体制整備方針の整備」を行っていない医療機関では、マニュアル²⁾未確認率が6割から7割と高い傾向があった。

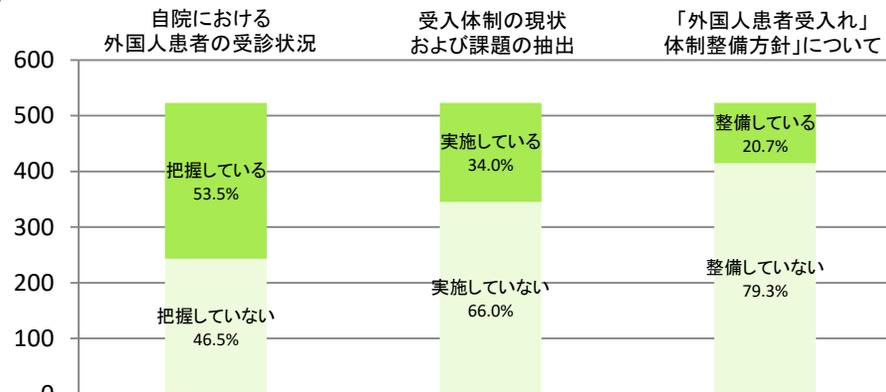
外国人患者に対応する体制整備状況(2019年9月実績) (n=5,673)



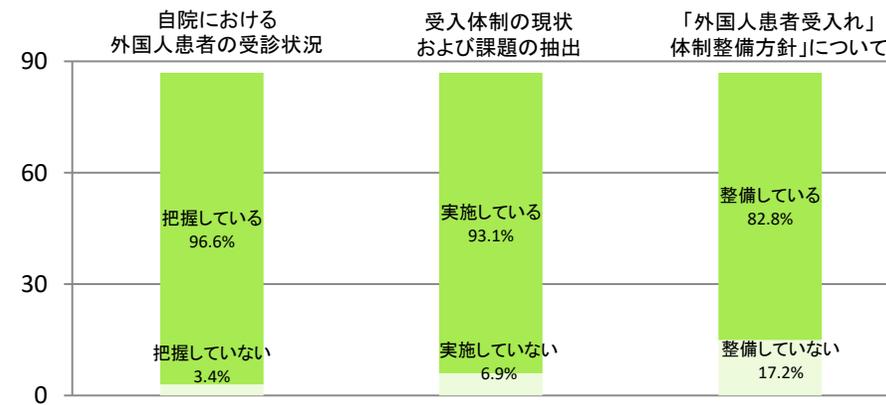
データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和2年3月)

1: 外国人患者に対する体制状況について回答を得た医療機関5,673で除した。2: 平成30年度 厚生労働省政策科学推進研究事業「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」3: 当該項目に回答のなかったものは、受診状況の把握をしていない、課題抽出をしていない、体制整備方針を整備していない、にそれぞれ分類した。

拠点的な医療機関



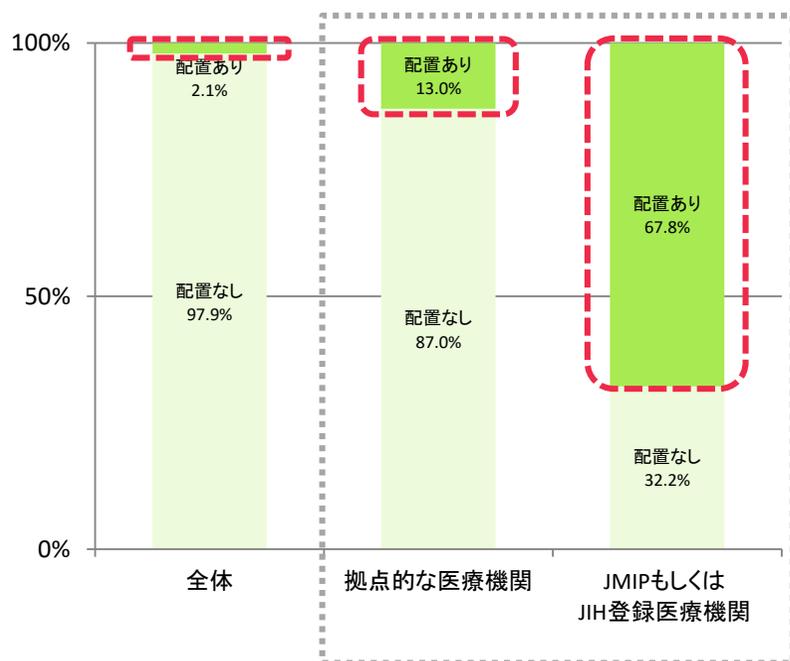
JMIPもしくはJIH登録医療機関(参考)



(4) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置実績

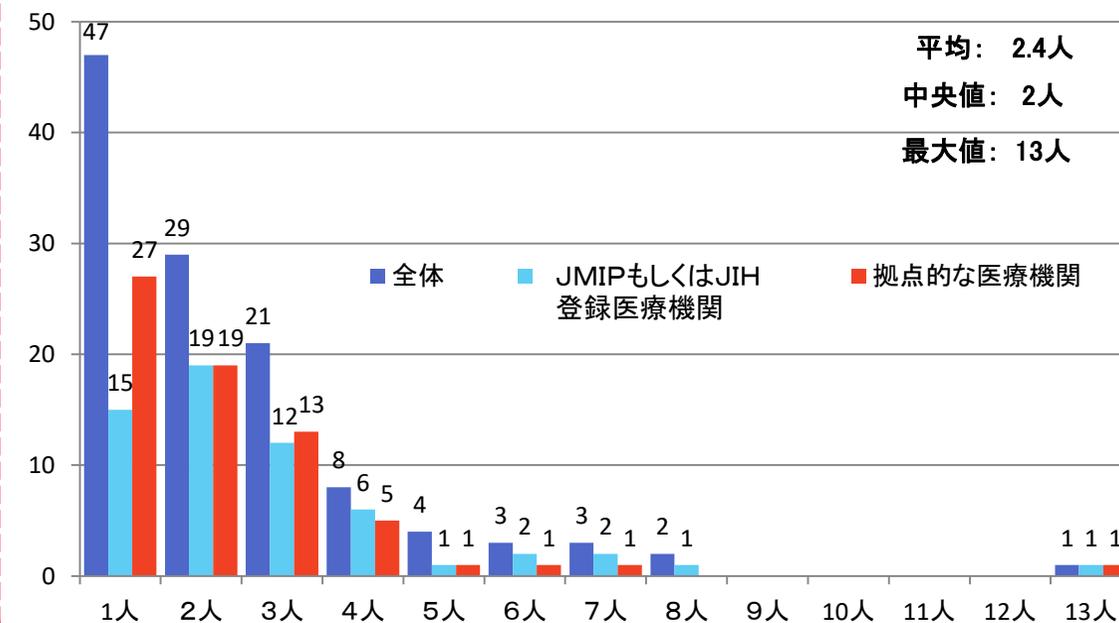
- 外国人向け医療コーディネーターの配置について、回答があった、全5,673病院のうち、配置していたのは118病院(2.1%)であった。
- 拠点的な医療機関(523病院)のうち、コーディネーターを配置していたのは68病院(13%)であった。
- 病院ごとのコーディネーターの人数の範囲は1人～13人で、平均2.4人・中央値2人であった。
- コーディネーターの配置率は、拠点的な医療機関やJMIPもしくはJIH登録医療機関でより高かった。

コーディネーター配置実績(2019年9月実績)



病院ごとのコーディネーター数(2019年9月実績)

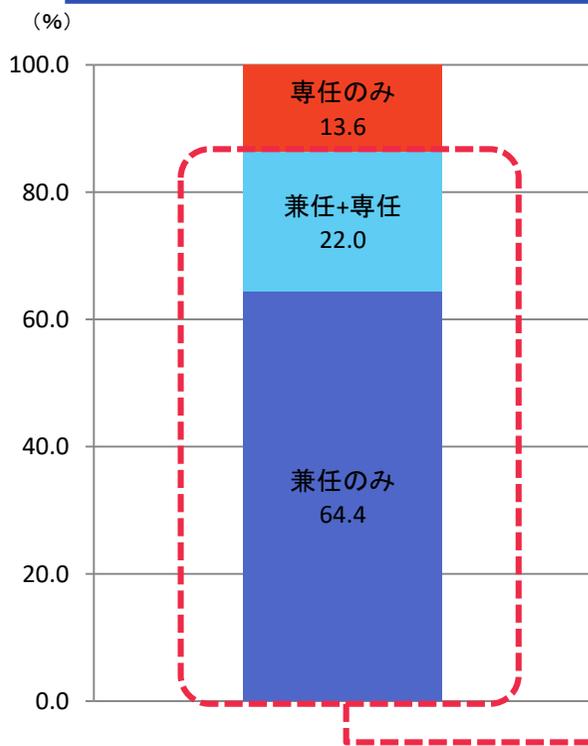
(病院数)



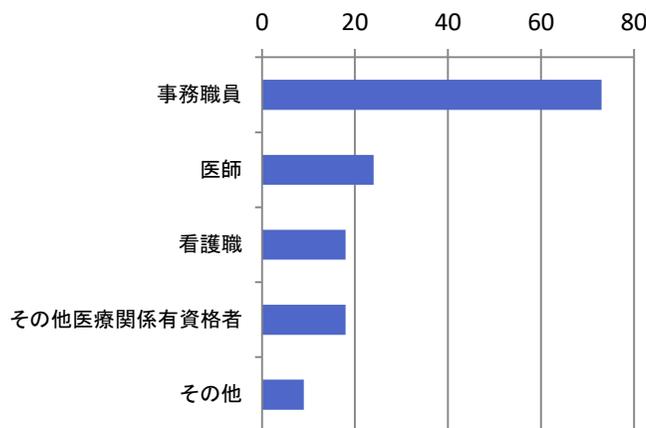
(5) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの業務体制・役割

- 外国人向け医療コーディネーターを配置している病院の8割以上で、業務体制は兼任のみか兼任+専任の体制であった。
- 兼任者のうち最も多い職種は事務職員であった。
- コーディネーターの役割では、「医療者のサポート」および「院内の連携調整」が最多であった。
- 次に多言語対応が多かった。

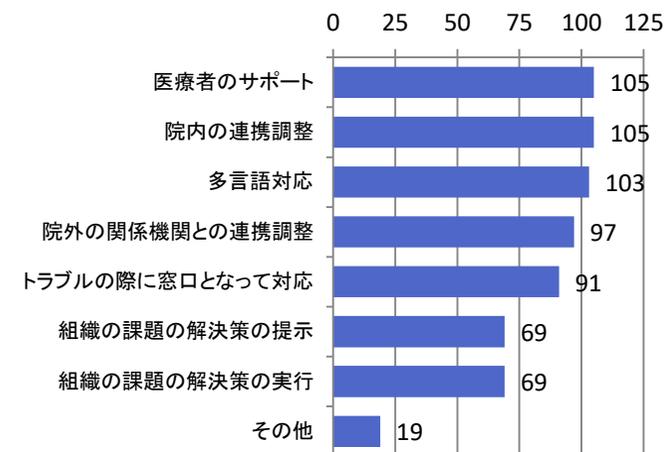
コーディネーター業務体制 (2019年9月実績)



兼職者の内訳(2019年9月実績)



コーディネーターの役割 (n=118 病院)



(6) 多言語化(医療通訳・電話通訳・ビデオ通訳・自動翻訳デバイス等)の整備状況

○ 2次医療圏ごとの多言語化率を昨年と比較すると、全体的に多言語化の整備が進んでいる傾向であった。

令和元年度、

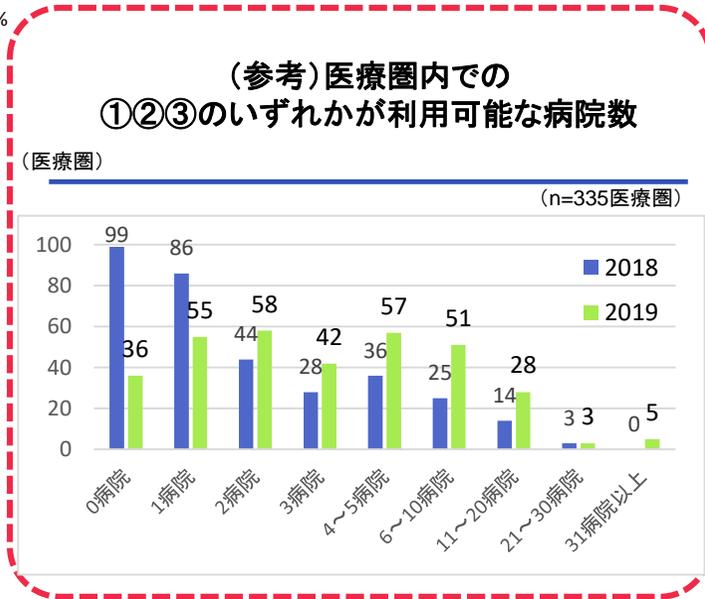
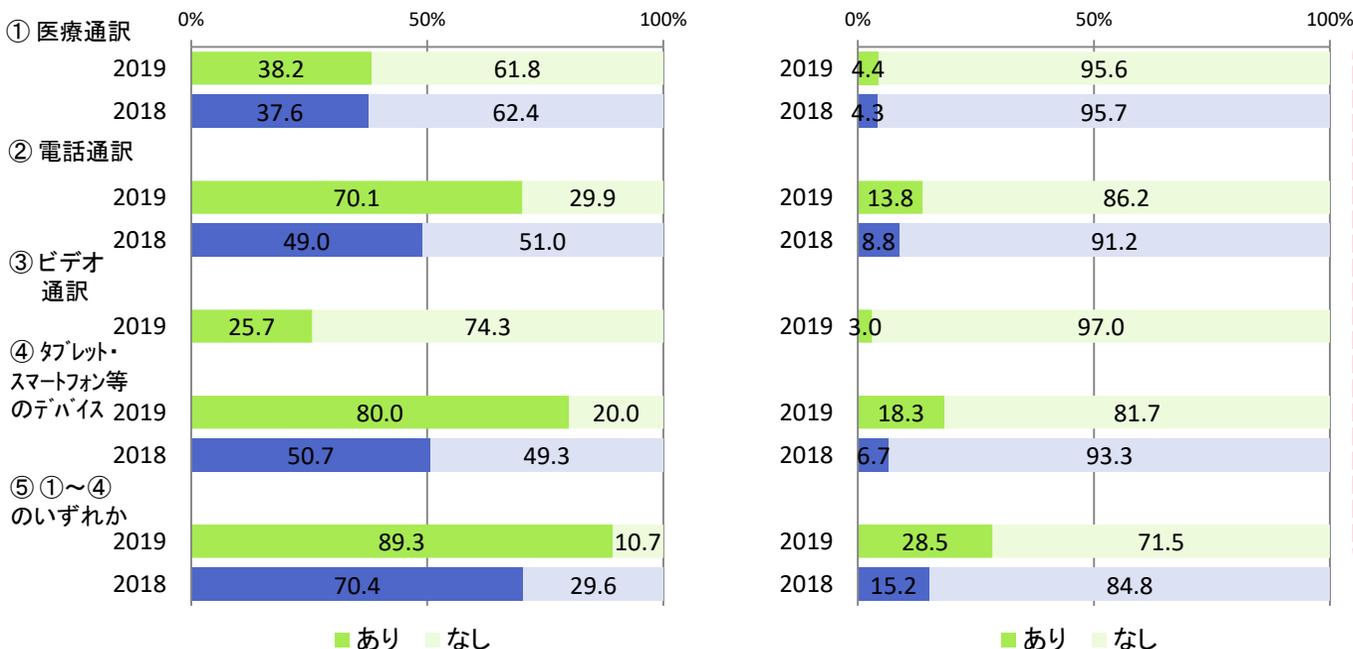
- ①医療通訳者が配置された病院がある2次医療圏は 128医療圏(38%)
- ②電話通訳が利用可能な病院がある2次医療圏は 235医療圏(70%)
- ③ビデオ通訳が利用可能な病院がある2次医療圏は 86医療圏(26%)
- ④タブレット端末・スマートフォン端末等の利用可能な病院がある2次医療圏は 268医療圏(80%)
- ⑤ ①②③④のいずれかが利用可能な病院がある2次医療圏は 299医療圏(89%)

であった。

○回答数の違いはあるが”多言語化された病院が一つもない医療圏“は減少していた(99 → 36医療圏)

2次医療圏毎の整備状況 n=335医療圏
(2018年、2019年)

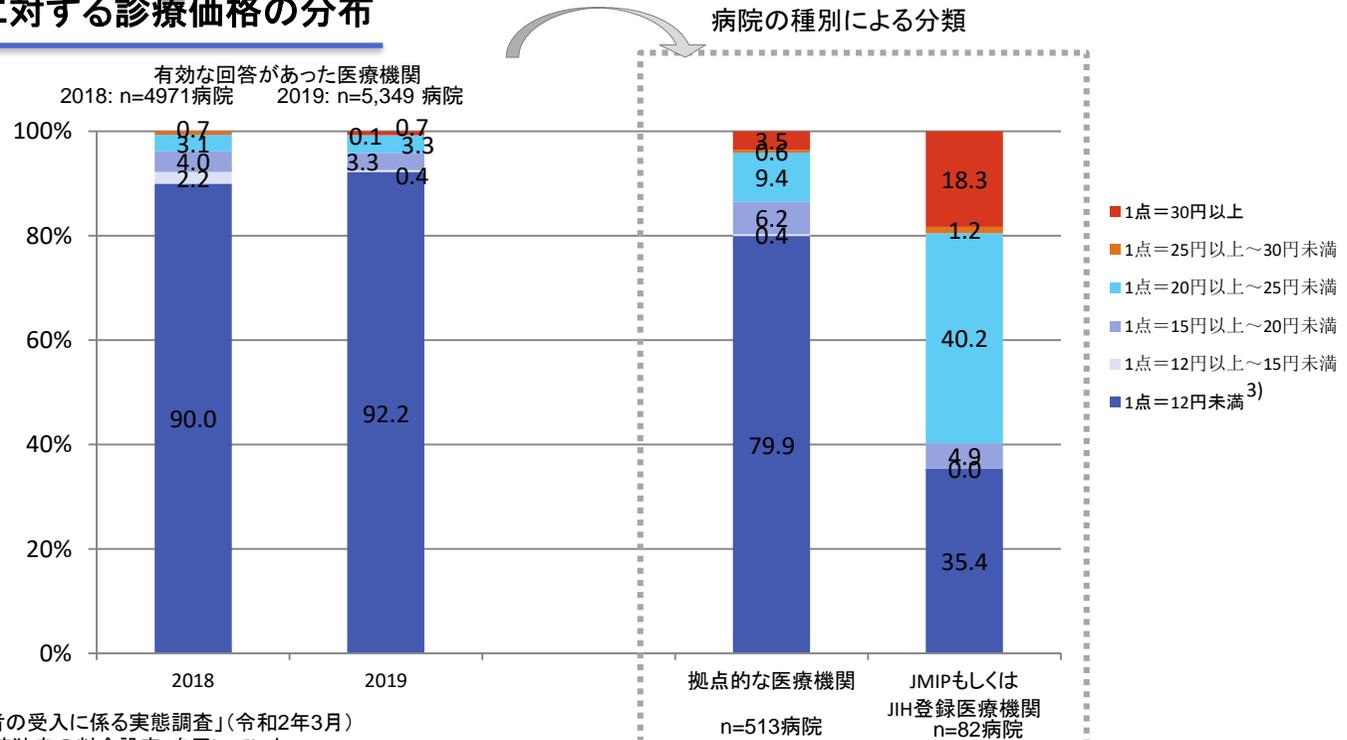
病院ごとの整備状況 2019: n=5,673病院
2018: n=5,694病院



(7) 訪日外国人旅行者に対する診療価格

- 診療価格の決定方法については、昨年と同様、ほぼ全ての病院¹⁾において、診療報酬点数表を活用した倍数計算(いわゆる1点=〇〇円として換算すること)を行っていた。
- 診療報酬点数表を活用していた回答(n=5,349)のうち、9割(2018年: 9割)の病院は1点あたり10円(もしくは11円)としていた。
- 外国人患者の受入れが多い、JMIPもしくはJIH登録医療機関(n=82)²⁾に限ると、3割5部の病院が1点あたり10円(もしくは11円)としているものの、6割の病院が1点あたり20円以上で請求していた。
- 拠点的な医療機関においても、全体より1点10円(もしくは11円)を超える価格設定をしている医療機関が多い傾向にあった。

訪日外国人旅行者に対する診療価格の分布



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和2年3月)

1: 診療報酬点数表を用いていない医療施設では、「病院独自の料金設定」を用いていた。

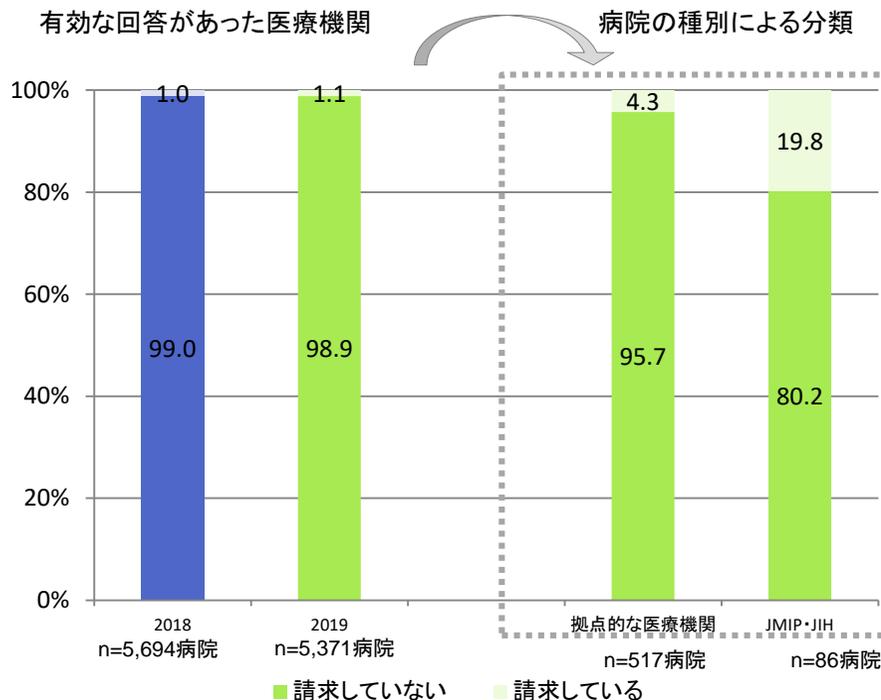
2: ①(一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度 ②一社Medical Excellence JAPAN (MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院。

3: 11.5点と報告した極少数の医療機関は1点12円未満として分類した。

(8) 医療通訳の費用

- 訪日外国人旅行者に対して、診療費以外の追加的費用として、通訳料を請求している病院¹⁾の割合は、約1%であった。
- 通訳料を請求している病院¹⁾の割合は、JMIPもしくはJIH取得病院(n=86)²⁾に限ると20%、拠点的な医療機関(n=517)に限ると4%であった。
- ※ なお、医療通訳の費用は、自由診療だけでなく、社会保険診療においても、医療機関は患者に請求可能である。

通訳料の請求の状況



医療通訳費用請求の例

- 通訳サービスを利用した場合は、費用の半額を徴収
- 10分あたり2,500円～5,000円 通訳語により変動あり
- 必要に応じて有料サービスを利用し、その実費を請求等

データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和2年3月)

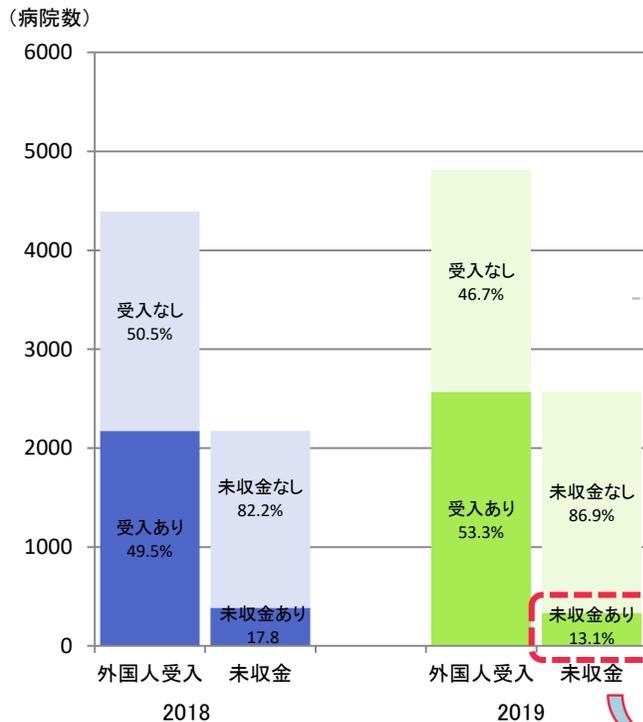
1: 通訳料について回答した5,371病院を分析対象とした。

2: ①一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度 ②一社Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院

(9) 未収金の発生状況

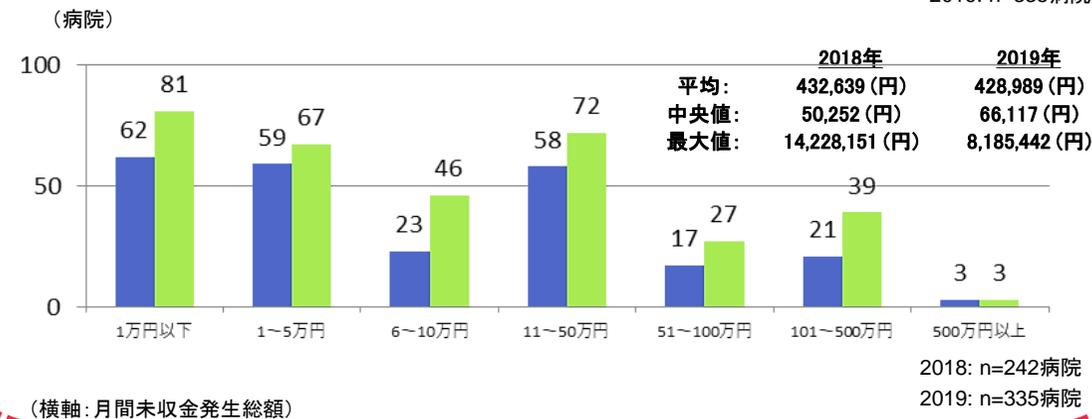
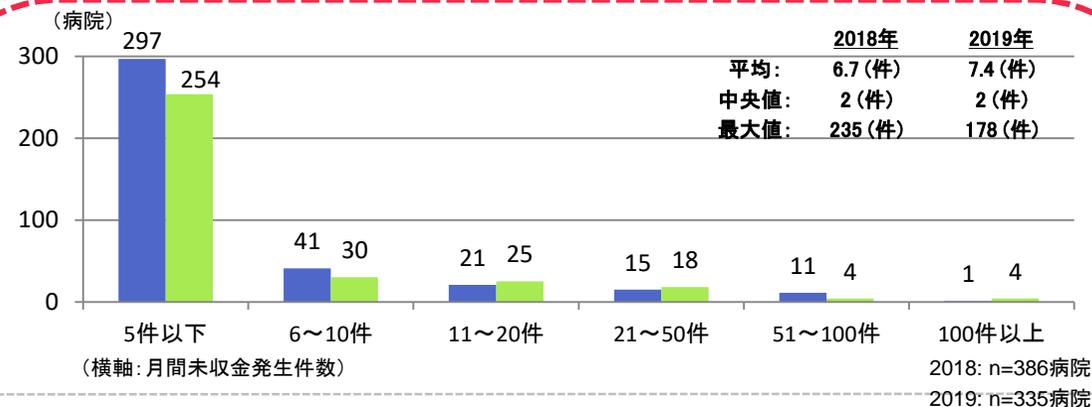
- 本調査において、未収とは「請求日より1ヶ月たっても、診療費の全額が払われていないこと」とした。
- 2019年10月1日～31日に外国人患者¹⁾の受入実績のある2564病院において、335病院(13%)(2018年18%)が、外国人患者による未収金を経験していた²⁾。
- 未収金があった病院のうち、病院あたりの未収金の発生件数は平均7.4件(2018年6.7件)、総額は平均42.9万円(2018年43.3万円)であった。

未収金が発生した医療機関(前年比較)



未収金発生件数と病院数

未収金発生総額と病院数



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和2年3月)

1: 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 2: 未収金を生じた患者の延べ数または未集金の合計金額を報告した病院を集計した。

令和元年度実態調査の結果のまとめ

本調査の意味合い

- ・病院の任意協力による申告ベースのアンケート調査であり、病院側の記載について明らかに矛盾するものなどは確認を行ったが、一定の不確実性が残存している可能性がある。
- ・昨年度との比較においては、母数が大きく異なることから、厳密な比較は難しく、傾向の比較にとどまる。

外国人患者の受入れ実績

- ・外国人患者の受入れ実績については、昨年度よりも増加傾向にある。
- ・拠点的な医療機関においては、約8割の医療機関で受入れ実績があった。
- ・一方で、医療機関当たりの外国人患者数は、引き続き、1か月で10人以下の病院が最多であった。

医療機関向けマニュアルについて

- ・マニュアルの認知度は約6割であった。
- ・マニュアルを認知していても、3割の病院では内容の確認に至らなかった。
- ・マニュアルの内容を確認した場合、9割以上の医療機関において「外国人患者の受入れに関する体制整備方針」の決定について確認していた。

外国人患者に対する体制整備状況

- ・約半数の病院で外国人患者の受診状況の把握を行っていた。
- ・一方で、9割の医療機関において、「受入体制の現状および課題の抽出」および自院の「外国人受入れ体制整備方針」の整備を行っていなかった。
- ・「受入体制の現状および課題の抽出」および自院の「外国人受入れ体制整備方針」の整備を行っていない病院の6割以上で医療機関向けマニュアルの確認を行っていなかった。

外国人向け医療コーディネーターの配置および業務

- ・医療コーディネーターの配置を行っていたのは2%であった。
- ・拠点的な医療機関においては13%、JIHもしくはJMIP登録医療機関においては68%であった。
- ・外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置している病院の8割以上で、業務体制は兼任のみか兼任+専任の体制であった。
- ・兼任者のうち最も多い職種は事務職員であった。
- ・コーディネーターの役割では、医療者のサポートおよび院内の連携調整が最多であった。

多言語化の整備状況

- ・何らかの多言語化が行われている2次医療圏の割合は、昨年度と比して増加傾向にあり、約9割にあたる299医療圏であった。
- ・多言語化された医療機関が一つもない医療圏の数は減少していた(99→36医療圏)

訪日外国人旅行者に対する診療価格および医療通訳費用

- ・診療価格については昨年度と同様に診療報酬点数表を活用し1点10円(もしくは11円)を請求している医療機関が多数を占めた。
- ・医療通訳の費用請求についても昨年度と同様で診療費以外の経費として請求をしている医療機関は少数であった。

未収金の発生状況について

- ・未収金を経験している病院は、外国人受入実績のある病院の13.1%であった。(前年17.8%)
- ・未収金があった病院のうち、病院あたりの未収金の発生件数は平均7.4件、総額は平均42.9万円であった。(前年6.7件、43.3万円)
- ・未収金の発生件数については、5件以下の病院が最多であった。